

タイトル	道州制と北海道の未来(「住みやすい地域って、どんなことが条件!?!」) : 道州制検討懇話会(2001年2月)報告書『道州制 北海道発分権型社会の展望』を中心に(<特集>特集・平成15年度開発特別講座・栗山町)
著者	横山, 純一
引用	開発論集, 73: 55-86
発行日	2004-03-31

# 道州制と北海道の未来

## — 道州制検討懇話会（2001年2月）報告書 『道州制 北海道発分権型社会の展望』を中心に —

横 山 純 一\*

### [道州制とは何か]

実は私、栗山町には何回か参っております。自宅も南幌町なので、買い物も栗山町に来ることが多いです。北星学園大にいた時、福祉の実態調査で学生を連れて栗山町に来て、ずいぶん勉強させてもらいました。当時、高齢者福祉課長が高倉さん、今の助役ですね。主幹が吉田義人さんで、学生にひじょうに丁寧に教えていただきました。また、栗山町の福祉は、まだ介護保険前でしたが、大変進んでいるということで勉強させていただきました。そういうことで栗山町とは縁が深いと思っております。

今日は「道州制」ということですが、道州制とは、一言で言えば、今まで国と市町村の間に位置していた都道府県を廃止して10前後の「道州」という組織に代えるもので、基本的には、外交や防衛などを除いた国の権限や仕事を、国から「道州」の方に移管して、道州がより裁量を発揮して施策をめぐらすことです。また、現在の都道府県の仕事の中でより住民に身近なものを基礎自治体（市町村）に移すシステムです。これにともない、財源も地方（道州、市町村）に移譲されることとなります。つまり、国の権限の多くを移してもらい、使い勝手のよい財源を用いながら仕事をより多く行っていく。地方の裁量の余地がひじょうにある、そういう仕事を行う自治体が「道州」であり、「道州制」のもとにある市町村です。

「道」と「道州」はどう違うのか。地理的範囲は一致していますが、権限や財源や仕事が道州ではより多く、裁量をもってすることができるようになるわけです。道州「制」ですから、北海道だけではなく、全国で行われます。そうすると、「東北州」とか「関東州」になるわけですが、北海道以外ではなかなか難しいと思います。例えば、東北には6県あるため県の合併をともしなければ道州制（東北州）に移行できませんから、なかなか簡単にできるものではありません。その点、北海道は先行実施の可能性があるといます。

地方分権の1つの形として道州制を考えていこうということで、今日皆さんにお配りした「道州制 北海道発分権型社会の展望」、これは堀知事の時（2000年度）に「道州制検討懇話会」ができて、私が座長をいたしました。委員が7名、経済界の方とか大学の教員、自治体の首

\*（よこやま じゅんいち）開発研究所併任研究員、本学法学部教授

長などが委員になられ、懇話会ではずいぶん議論をしました。結構充実した議論を行ったと思っています。それでこういう最終報告書を作りましたので、今日はこの資料をベースにお話したいと思います。

道州制検討懇話会は、実は道の審議会になるんですが、たいていの場合、審議会というと座長はいても文章の方は道の職員が書いて、ちょっと座長の方でチェックするという形が多いんです。けれどもこれは、2001年の正月に私自身はかなり一生懸命書いたんです。それで、思い入れのあるのがこの報告書です。2001年2月9日に堀知事に提出しました。

提出後、道州制についての動きはあまり目立った進展がありませんでした。住民の皆さんにも、道の方から「道州制とは何か」という情報提供がほとんどなかったですし、「国から道州に来る仕事は何か」とか「道州から市町村に移した方がいい仕事とは何か」とか「財源をどうしたらいいのか」とか、そういうことがあまり道と市町村で議論されてきませんでした。また、道庁内での議論もあまり活発には行われませんでした。本当は道と国、道と市町村、道と経済界の間で、議論がもっとあっても良かったんですが、市町村の方も合併問題があって、道州制の問題はずっと先の話という感じがあってなかなか議論にならなかったのだと思います。

## **[開発のソフトランディングが重要]**

ということで、2001年2月にこの報告書を堀さんに提出して、その後あまり日の目を見ないでいたわけですが、そうしたら突然、今年(2003年)の夏に小泉内閣のもとで道州制が出てきたわけですね。突然「道州制特区」ということで、確か今回の衆議院議員選挙の公約にも入っているかと思いますが、そういうものが出てきて、私もちょっとびっくりしました。政治主導で「道州制」が提起されたのです。政治主導ゆえの問題点も多々あるかと思いますが、やはりこれはチャンスとしてとらえる必要があると思います。

では、小泉内閣で「道州制」が出てきたので、道としてはこれにどう対応したらいいのだろうか。選挙が終わると、また急に薄らぐのかもしれないんですが(笑)、また、どこの政党が勝つかで違ってくるかもしれないんですが、北海道における道州制先行実施の可能性はあるんじゃないか。その時やはり、今後の政局がどのように変わっても、道として確固としたスタンスを作って準備する必要があるのではないかと。北海道の側がしっかりした道州制の具体像をもたなければなりません。政権がどう変わっても、とにかく道の方から中央に発信していく。市町村も含めて発信していくことが大切です。

北海道の側がしっかりしたスタンスをもたずに、国のペースでのみ道州制論議が進むとなると問題が多いと思います。どうしてかと言うと、国の財政再建が中心目的では困るんです。都道府県の単なる合理化におわってしまっただけでは困るからです。さらに、次の点が重要です。現在、公共事業の見直しが進んでおりますね。北海道の場合は特例で、開発の問題がありますから、補助率のかさ上げや直轄事業をいろいろやっていますが、そういう面では本州等と比べると北

北海道は公共事業費が厚く配分されている状況です。ただ、今、公共事業費の大幅な見直しが行われていく中で、道予算も開発予算も減らされる状況があります。国のペースで道州制が言われるということは、やはり公共事業予算の大幅削減ということが目的になる可能性がないわけではないですね。今までも開発局を廃止して道に統合してしまおうという話もありました。そうすると、特例もなくなる可能性があります。私は、最終的には開発局を廃止して道州に統合することはわるいことではないと思っておりますけれど、その場合でも公共事業予算の大幅削減は避けないとはいけません。ソフトランディングが大事です。そうしないと、北海道経済は大きな影響を受けます。なぜならば、今まで厚く公共事業予算が来ておりましたから。低く見積った場合でも北海道特例の廃止による影響額は1,000億円にのぼります。確かにこれからのトレンドでは公共事業の削減は不可避だと思いますけれど、しかし、大幅に削減されると、ソフトランディングしていくこととは全然意味が違いますね。しかも北海道経済は公共事業に相当依存しています。今、急激に公共事業費を大幅削減されたら、北海道経済はどこに行っちゃうの、という心配を私はしているわけです。中には、「国と道の二重行政の弊害」のみを一方的に主張し、開発局の廃止こそが道州制であると主張する方もいますが、北海道経済をどのようにするのかの視点を忘れてはならない。ただでさえ雇用状況は最悪です。高校生も就職がない、大学を出ても就職がない。そんなことも含めて、経済状況の改善をどう図っていくかがひじょうに大切だと思います。ただ、私は公共事業だけに依存していけばいいと言っているわけではありません。第一次産業を軸にして新規産業の道はないか、情報系を中心にして新規産業の道はないか、コミュニティビジネスやNPOの可能性はないかなども考えていかなければいけません。次回、大田原先生からのお話などでそういう話も出てくるのではないかとと思いますが、ただ、それはちょっと時間がかかることです。ですから開発のソフトランディングを相当真剣に考えないとはいけないと思っております。

### [道庁、市町村、経済界での議論が大切]

税財源の話は後で詳しくお話ししますが、国・道州・市町村の仕事の分担、権限配分、事務配分の論議を庁内と道・市町村の協議でつめることが重要です。道州制検討懇話会の最終報告書では、税財源問題については詳述しましたが、道州、支庁、市町村のそれぞれの自治のあり方や仕事の割り振り、規制緩和についてはあまり踏みこみませんでした。どのような権限が道州にふさわしく、どのような仕事を市町村が行うことがのぞましいのかなどについては、道庁や市町村、経済界などの間で本格的な議論が行われてはじめて確固たる具体像が出てくると考えたからです。でもこれがなかなかつめられないでいるわけです。実は最終報告書を提出してから以降の約2年間、道庁内部での議論はもちろん、道庁と市町村の間でも道州制の議論はほとんど進みませんでした。権限配分や仕事の分担、規制緩和の議論は、現場での議論なしには発展しません。その意味では2年間の空白は残念でなりません（政策室中心に努力も見られな

いわけではなかったですけれども)。ですから、道州制はなかなか市町村の職員にとっても身近なものではないんです。ということは、住民にとっては全然身近ではないということですね。ですから今後重要なことは、「こういう仕事は道州でやる、こういう仕事は市町村で、こういう仕事は国で」というのを、道と市町村の職員同士で協議しなくてはならない。また、道、市町村だけではなく、経済界の人たちも積極的に道州制の議論に加わってほしい。民間の発想は大切だと思いますから。

それから、北海道版三位一体改革の視点をもって道州制を考えることが大切です。つまり、道州制が1つ、支庁制度改革が2つ目、3つ目が市町村のあり方ですね。市町村合併の道もあるし、広域連合の道もある、単独で行く道もある。だから道州制、支庁制度改革、市町村のありかたを相互に関連づけて考える、と。これが北海道の改革のあるべき姿と思っているんですが、なかなか個々ばらばらで、道の中でも市町村課が市町村合併を一生懸命やっていて、道州制は政策室でやっているわけです。ばらばらなんです。連携がとれていないのが実状です。例えば、後で述べる一括交付金の配分問題では、「市町村を支援する機能を拡大した」支庁の役割は大きくなると思います。ともあれ、北海道における道州制の実現を10年以内としながら、道州制、支庁制度改革、広域連合をふくむ市町村のありかた、の三者を一体で改革する視点が求められていると思います。

## 【住民自治に寄与する道州論】

では、どういう道州制を目指すのか。検討懇話会の最終報告書では、「わたしたちが目指す道州制」として5つにまとめました。1つは、「現行憲法に定める自治体としての道州制」。日本という国家は連邦制国家ではないので、アメリカやドイツのように州があるわけではない。ここが大事な点です。道州の州だから、連邦制国家じゃないかと思われる方もいらっしゃいますが、そうではない。ドイツとアメリカの州制度では、州はたいへんな権力を持っています。ドイツやアメリカのような連邦制国家の仕組みを作っていきますと、実はおそらく憲法改正が必要になると思います。これはわたしたちは採りません。憲法改正しなければできないという話では、現実的ではないからです。わたしたちが言う道州制は、やはり単一国家で、都道府県のところを道州にするということです。そしてそこに、かなり国からの権限、財源、仕事がある。道州になって権限が来た分、より身近な行政は市町村になります。市町村にさらに権限、財源、仕事がある、そういう仕組みにしましょうと。連邦制は、システムとしては面倒なことになります。先ほど言いましたように、アメリカ型、ドイツ型になると、連邦政府と地方政府の間で主権を分割する制度になってしまいますので、憲法改正が入ってきてあまり現実的ではないと思います。

2つ目、「道州制は住民自治に寄与するものだ」。これは何かと言いますと、昭和30年代に「官治的道州制」というものがあつたんです。官治的とは何かと言いますと、1957年、昭和32年で

すが、国の第4次地方制度調査会というところが、全国を7から9のブロックに分けて「地方」を設置するという「地方制」案を作ったんです。首長は官選、選挙ではありません。そこで官治的道州制と言われているのです。「地方制」というのは、首長官選ですから住民自治に寄与しないんです。首長は当然公選でなければいけませんので、これとは一線を画しましょう、と最終報告書では言っています。

それから3つ目は「分権の受け皿としての道州制」ですね。分権の受け皿としての広域的自治体としての道州、それがわれわれの目指すものです。

### [地方財政調整制度を前提とする道州制]

4つ目。この道州制検討懇話会では財政の問題をたくさん書きました。ここが大変重要になります。小泉内閣の道州制に対してひじょうに懸念があるのは、やはり財政問題ですね。どういふことか。東京あたりの道州制の議論を聞いていますと、「自己完結型道州制」を主張する議論が多いです。道州に権限もやる、仕事もやる、そのかわり道州の中で税金を集めて、それを財源にしてやりなさい——これは難しいですね。だって、北海道と東京では財政力の違いが大きすぎます。権限をあげる、仕事もあげる、でも財源は北海道の中だけでまかなってくれでは、相当道民の税金の負担を高くしなければやれないことになるでしょう。ですから、それは避けなければならない。

そこで私たちは「地方財政調整制度を前提とする道州制」ということを提起しました。地方財政調整制度とは何か。財政力の弱い自治体に厚く国の財源を配分する制度を、地方財政調整制度と言います。今の地方交付税制度です。ですから基本的には地方交付税制度を前提とする道州制にしていかないといけない。最近、私はひしひしと、地方が受難の時代だと感じます。本当に今は、「改革」という名前で、地方は我慢しなさいということですね。つい先日、関西で研究会があり、私は過疎地域の医療問題で報告をしました。島根県の隠岐島に7つ自治体があって、それぞれの自治体が単独の病院を持つのは行財政的にたいへんですから、そこは広域連合で病院事業をやっているんです。県が財政支援と人的支援を目的にしてそれに加わっています。7つの自治体に2つ総合病院があって、各自治体に診療所がある。病院事業の広域連合は全国的にも稀有のケースですが、県が加わるケースはさらにまれです。隠岐島の医療サービスの仕組みの現状の説明と問題点、課題、それから評価する点などを報告したんですが、「人口が少ないところで、そんな医療サービスが必要なんですか」と私に質問した方がいたんです。今までも、人口の少ないところに、そんなに道路を立派にする必要があるんでしょうか、という議論ならいっぱいあったけれども、「医療サービス」が必要なんですか、と。これにはさすがにびっくりしました。きびしい財政状況の中で効率性を考えながらも人びとに「安心」を提供するのが自治体の仕事だと思いますが、今、経済学の世界ではそういう論理を展開する方も少なくないのです。現場を知らないで、理論の世界でやっている。今から30年前ですと、マル

クス主義の経済学がありまして、この人たちの中にも(笑)、現状をマルクス主義でバーンと切って、現場を知らないで報告される方もいました。科学性よりはイデオロギー性のほうが強かったんですが、今は逆のイデオロギーです。現場を知らない、これはおかしいですよ。理論で切ってしまうことは本当に怖いですね。

地方の受難の時代です。改革、改革と言うけれど、地方にとっていい改革ならどんどん推進してほしいですが、困ってしまう改革もたくさんあるわけですね。ですから、「地方財政調整制度を前提とする道州制」、これは相当力を込めて書きました。東京あたりの発想ですが、「交付税が無駄な建物をたてて、交付税が無駄遣いに使われている」という議論がひじょうに多いわけですね。確かに無駄な建物が建ったこともないわけではないけれど、交付税はそういうものではないですよ。交付税の1割から1割5分は、確かに「投資的経費」と言われる建設事業にまわっています。でも建設事業の中でも、無駄ではないものがたくさんあった。あとの85%の部分は経常経費、役場を維持し、福祉施策を行い、教育を推し進める、これが交付税です。けれども交付税がやたらに無駄な建物を建てている、と都会の人が信じてしまう。地方交付税への誤解が生じてしまっている。良くない傾向ですね。ですから、ちゃんと発信しなければということで、地方財政調整制度を前提とする道州制を主張しました。

5つ目は「北海道先行実施の道州制」です。先行実施が必要だと。そういう面では小泉さんの発想と同じだと言われそうですが、小泉さんの方は財政再建が先に来ってしまうのではないのでしょうか。私は分権の受け皿として言っているんです。都府県間の合意形成はきわめて困難ですから、北海道先行実施は当然かもしれません。すぐに東北州や関東州ができるかと言うと、できないでしょうね。その意味で、まず北海道先行実施が必要ではないかと思えます。

ちょっと財政の話だけさせていただきますが、資料5をご覧ください。仮に自己完結型道州制というものが導入されたらどうなるのかを示したのがこの資料5です。国税を地方の収入とするかわりに、国から交付されている交付税や国庫支出金を返上する。つまり、交付税や国庫支出金がなくなる、そのかわりに国税はすべて地方の収入とする。つまり全額国税を地方に税源を移譲してもらいますということです。このようなやや乱暴な試算をあえて行いました。この試算は、北海道の住民からとった地方税で道州制の行財政運営を行います、ということを意味します。全国それぞれの国税収入が出ていますが、国税収入のうち北海道の部分は2.7%で、1兆4977億円。つまり、北海道で収入になっている所得税や法人税や消費税ということですね。では、現実にもらっている交付税はいくらか。1兆6416億円。国庫支出金は1兆249億円。そうすると、AからBとCを引いたらどうなるのか。1兆1688億円がマイナスです。自己完結型道州制でやると、1兆1688億円がマイナスになるんです。今と同じ行政水準を維持する場合、道民から大幅に徴税強化しないと実現できないことになるわけです。これはとんでもない話になるということです。

**[道州制と支庁制度改革と市町村のあり方の3つを相互に関連づけた議論が必要]**

北海道はすでに広域的なブロックで、本州に比べれば道州制に移行しやすい。では、道州制と支庁制度改革はどのような関係にあるのでしょうか。支庁制度は比較的現実的な課題です。ちょうど私たちが道州制検討懇話会で道州制の議論をしている時、もう一方では北大の神原教授のもとで、支庁制度改革検討委員会が行われていました。この支庁制度改革は現実には動きはじめています。森づくりセンター、保健所などの統合をやるというわけですが、そこで終わってしまうとまずいですね。最終的には、市町村をどう支援する役割を支庁が果たすのか、というところに支庁制度改革の大きな意義があります。そこができるかどうかです。市町村支援——支庁長に大きな権限をあげるとか、より一層財政権限を与えるなどいろいろなことが言われているわけですが、本当にそれができるのか。そもそも道職員の意識改革ができるかどうか。だって、支庁制度を強化するということは市町村の支援強化にもなるんですが、支庁の方に本庁職員を相当まわさなければならぬですよ。本庁がスリム化して小さくなるんです。支庁の方が充実することについて、道庁職員はどういうふうに考えるのでしょうか。たとえば、根室支庁とか檜山支庁とかに行きますと、「早く札幌に帰りたい」という意識が道庁職員には強いわけですよ（笑）。ですから果たしてそういうことができるのか。私は、支庁改革は本庁改革だと言って、そこが一番難しいと思っております。でもそれをやらないと市町村支援を強化する道庁にはなりません。道財政は厳しいわけですから、市町村に人を貼り付けていけば、本庁の方は数を減らすしかありません。そういう問題もあるかと思えます。

道州制は、支庁制度に比べれば中、長期的な課題です。ただし、そんなに長い期間をおく話ではない。支庁制度はここ1、2年の話です。道州制はそういう面では10年くらいの単位で考えていいでしょう。30年先ではなく、10年以内です。10年が1つの区切りです。だって20年後と言っていたら、今道州制に関わっている職員がいなくなってしまうから。ただし、先に述べたように、道州制は動き出しています。一括交付金の配分例を出しましたが、支庁制度改革と道州制は密接に関連しています。

市町村合併については、この道州制検討懇話会では「強制合併は反対」、そして「市町村合併問題を著しく政治問題化することにも反対」である、と主張しました。現行の市町村の姿をあくまで基本として、広域連携や、将来合併が進められた場合には、それに応じて市町村の役割を拡大していったらいい、ということでもあります。ともあれ、道州制と支庁制度改革と市町村のあり方の3つを相互に関連付けた議論が必要です。

**[道州の権限と役割]**

「道州の権限や役割」については、私たちは具体的なものは出ませんでした。この部分は市町村と道職員で議論してほしいし、道と国で議論してほしいということです。一応資料3に



「国・道・市町村の役割分担の現状」と書きましたが、市町村と道と国の役割分担がどうなっているのか、警察がこうとかいろいろ出ていますよね。1つ1つを見ていきますと、どこにどう持って行ったらいいのかたいへんなんです。これは現場で議論しないと良いものは出てこないのです。今政治家の皆さんが言っているのは簡単ですよ。「外交と国防は国で」とか「あとは道州へ」と言っているだけです。何も言っていないに等しいんです。そういうレベルなので、そんなことではなくもっと1つ1つどうするの、というところを、やはり現場の人々が議論するしかないということです。

それでも、報告書の中では、やや抽象的には表現しています。道州の権限役割としては、「北海道活性化のために必要な道州制」ということで、地域の多様なニーズに合った行政展開や経済雇用対策を、地域が担う必要があるということを出しております。「保健・福祉・公共事業・義務教育」についてなのですが、真に必要なものや住民が望むものよりも、国の財源措置に沿うものが優先される傾向がある、と。ハコものを作る、建設事業をやる場合も、本当は役場の人たちはこういう事業をやりたい、でもそっちは補助金が見つからない。こっちはあまりやりたい事業じゃないけれど補助金がついたからやりましょう、ということが結構多いのではないかと。真に必要なものや、住民が望むものよりも、補助金がついたものが優先されることが多い。これは公共事業以外にもあるので、それはよくないという指摘をしました。それから経済や雇用など、国が直接実施するものが多いわけですが、雇用などはもう少し市町村や都道府県に権限があってもいいのではないかとということも提起しました。

それから、住民意向を反映させるのが道州制だと考えます。地域に関わる条件や、住民生活に関わる身近な事務は、できるだけ住民に近いところで決定・実施することが望ましい。ですから、住民生活に密接な事務は市町村に権限委譲を進める、これは今の段階でも必要になってくると思います。

それから「国と道の二重行政の解消」が大切です。北海道においては、国の出先機関の所管区域と道の所管区域が一致していることが多いわけですが。時として国の出先機関と道がそれぞれ同じような施策を実施しようとして、住民が困惑することもある。最終的には、1つの事務は出来る限り1つの行政機関が役割と責任を担って、総合的に施策展開をすることが必要になるだろうとっております。

「国の縦割り行政の弊害の解消」ですが、やはり縦割り行政の弊害を解消して道州制を敷くことによって、総合的に地域行政を行うことが重要になってくるんじゃないかということです。

## [税財源のあり方と地方財政調整の重要性]

つぎに、「税財源のあり方」ですが、この辺もかなり重視して書いた部分です。道および道内市町村の財政の現状はひじょうに厳しいというのが現状です。その部分につきましては資料4を見ていただきたいのですが、これは1997年度決算です。北海道の場合、収入のうち、地方税

収入が18%しかないんです。歳入面で「2割自治」にも達していない。その分、交付税と国庫支出金を合わせるとだいたい45%ですから、国から来る財源にひじょうに大きく依存していることになります。下は都道府県の平均で、地方税が31.9%、いわゆる「3割自治」が平均的と言っているんですね。北海道の場合はそれよりだいぶ地方税収入が少ないということになります。道内の市町村が同じ資料4に出ておりますが、道内の市町村の場合は、収入全体に占める地方税が21.5%、「2割自治」です。ただ、政令市である札幌市や苫小牧市では地方税収入は多いですが、空知管内では、おそらく地方税収入の割合が歳入総額の10%をこえているのは、栗山町と奈井江町だけだと思います。それでも11%くらいの話です。それ以外の町村では1割未満ですよ。南幌町でも7%くらいしかないんです。市でも、歌志内市は2%しかない。空知管内はかなり低くなっています。でも道内全体でも21.5%です。道内の町村全体で考えますと、道内町村の7割が、歳入総額に占める地方税収入の割合が1割以下です。ひじょうに低い。ですから、完全な財政自立は無理です。

そこで地方交付税相当額の税源を地方に移譲し、税源配分を4対6にしてみたらどうなるのかをシミュレーションしてみました(資料5)。先ほどは、国税を全部地方に移譲して交付金と国庫支出金をなくしたというケースでしたね。今度はどういうやり方をしたかと言うと、国庫補助金はそのままにしておいて、地方交付税をなくします。そして交付税の減った分、税源を地方に移譲します。ですから、国税の全額を地方に移譲するのではなくて、交付税の減った分を移譲するやり方。この場合でも、やはり大幅な財源不足になります。

現在、国税と地方税の割合は6：4です。これを4：6にすることはたいへんなことです。地方税を増やそう、と簡単に言うけれども難しいんです。97年度、現行6：4で配分されている国税・地方税を、17兆円あまりの税源を地方に移譲し、税源配分を4：6にする——今日はあまり問題にしなくていいんですが、実際には国庫補助金の裏負担というのに交付税がなっていますから、厳密な正確性を欠いている計算ではあります。一応これで見えていきますと、97年度は国税が55兆4758億円。地方税が36兆1555億円です。55兆4758億円の国税の中には、所得税、法人税、酒税、たばこ税、あるいは相続税、消費税があつて、地方税の中には、都道府県税である法人事業税、市町村民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税などが入っています。比率は60.5：39.5でした。国税のうち、所得税が20兆5289億円、消費税が11兆3812億円。地方税の住民税が9兆8158億円、地方消費税は、この年だけ始まったばかりということで例外だったんですが、8070億円でした。

この55兆4758億円のうち、17兆円分を地方税に移してしまう。そうすると、国税は38兆3482億円。地方税の方は逆に、今までの36兆1555億円に17兆1276億円をプラスしてあげると、53兆2831億円になる。だいたい比率は4：6ということになります。17兆1276億円を移すんですが、所得税の10%分、比例税率10%で12兆1579億円が入ります。消費税は4兆9697億円ですが、要するに10%の比例税率分、所得税の一番低い税率部分を全部住民税に移したというやり方になります。それでやるとどういうことになったかが、資料5で示されています。

北海道は、所得税 10%移譲になりますと、その部分でプラスになるのが 4525 億円。つまり、一番低い税率 10%の所得税を住民税に移すと、北海道に入ってくるのは 4525 億円です。関東 7 都県に入るのは 4 兆 7458 億円なんです。消費税、これも北海道に入ってくるのは 1938 億円。関東だと 1 兆 9779 億円です。地方交付税はいくらもらっているか。97 年度ですが、北海道は 1 兆 6416 億円もらっています。そうすると、A と B を加えて D で引きますと、9953 億円マイナスになるんです。1 兆円近いマイナスになってしまうんですね。関東では 5 兆円くらい入ってしまう。6 : 4 を 4 : 6 にすれば、何か地方自治が確立したように思いますよね、地方主権が強まるのではないかと。ところがそれは東京ではできるんです。関東 7 都県の一人勝ちで、北海道では逆に 1 兆円くらいマイナスになってしまうんです。大幅な財源不足が逆に生じてしまう、これをどうしていったらよいのだろうか。

実は、今小泉さんが言っている税源配分の三位一体改革でも、補助金 4 兆円削減して交付税を総額抑制して地方税に移譲しましょう、とやったら、やはり北海道はマイナスになります。6 月下旬に税源配分の三位一体改革が閣議決定をみてからすぐに（7 月上旬に）道庁が試算しましたら（粗い試算ではありますが）、一番良くて 80 億円、最悪 380 億円マイナスです。4 兆円の補助金削減だけです。ただ、道の試算では、義務教育国庫負担金が全額なくなること前提にした場合の試算になっています。市町村には義務教育国庫負担金は直接関係ないんですが、都道府県財政に与える影響は大きい。おそらく相当な危機感を持った試算だと思います。一度、4 : 6 にした後、関東 7 都県から財政力の弱いところにまわせればいい、と主張する人もいますが、それはなかなか難しいでしょうね。国がいったん徴収しているからやりやすいですよ。一回受け取った関東 7 都県が、東北や北海道にまわすかとなると、容易ではないですよ。石原都知事が、「うちはいっぱいもらったから北海道にやるよ」なんてなるのだろうか。ならないような気がしますよね(笑)。水平的財政調整はなかなか容易にできるものではない気がします。

さらに、報告書では、道内の市町村 6 団体を抽出して同じようにやっています。資料 5 の今まで説明した分については都道府県プラス市町村でやっていますので、「北海道」というのは、道と市町村を合わせたものでした。市町村だけでやってみたのが、資料 5 の終わりの部分です。A から F、実は 212 市町村全部についてやったんですが、資料に出したのは 6 つです。特徴のある自治体を出しています。実は、この税源移譲の試算をした時、所得税が 10%来る、消費税も移譲する、交付税がその分なくなる——それでもプラスになったのは A 団体だけなんです。A 団体は 75 億 9600 万円のプラスになる、北海道で 1 つだけです。泊村は例外で、もともと交付税をもらっていない団体です。原子力発電関連の固定資産税だけで莫大な額が入っているわけですから、不交付団体と言われています。この泊村は例外として、交付税をもらっている団体で、税源移譲して交付税がなくなって、プラスになるのはこの A 団体だけです。A 団体は苫小牧市です。北海道で、泊村に次いで財政力がいいのが苫小牧市です。財政力指数 0.95 くらい。この 6 つの中に実は北広島市も入っていますが、やはりマイナスになってしまいます。札幌近

郊のベッドタウンでもマイナス。市でもマイナスになります。そんなわけで、税財源の問題は何も道州制の問題だけではないんですが、今の税源配分の三位一体改革でもなかなか財政力の弱い自治体にはきびしいですね。簡単に行くものではない。地方税中心主義になれば地方自治が拡充される、「3割自治」が打破される、という考え方をする人もいますが、都市部ならいざ知らず農村部ではまったくきびしいことを認識する必要があります。

そこで報告書では、交付税がひじょうに重要ですよ、と主張しているわけです。交付税は財政力の弱い自治体に厚く配分されるもので、しかも自治体にとってはひじょうに使いやすい、使い道が決められていない財源であるということで、交付税を積極的に評価しています。

### [包括補助金制度の提案]

もう1つわれわれが提案しているのは、「包括補助金制度」です。地方交付税は堅持する。その一方で国庫補助負担金の改革が必要です。道州制になりますから、裁量のある仕事を道州と市町村でやるようにしましょう。ところが、今までの補助金はがんじがらめのシステムの中でやってますから、採択されるかされないか、があります。栗山町がこういう事業をやりたいと言っても採択されなくて、別にやってもやらなくてもいいのが採択される。採択されても使い道が決まっています。そこで、交付税は堅持しながら、一方で補助金の使い方を自由にしましょうというのが包括補助金制度です。地方税も大事ですが、道州の財源は交付税、そして補助金なんです。補助金を、使い勝手のいい補助金にするというのがわれわれの報告書における道州制のひじょうに大きな目玉なんです。たとえば「教育・保健福祉包括補助金制度」の提案。今までの保健の補助金や福祉の補助金は細かいですよ。実際、高齢者、障がい者、児童などについての細かい補助金があり、使い道が限られています。そういう面で言うと、保健福祉包括補助金は、保健福祉であれば自治体が何に使ってもいい、そういう補助金にしたらいいいというのが1つの考えです。「教育包括補助金」というのも、学校5日制も始まり、社会教育は今までどちらかと言うと専業主婦の方と高齢者の方が中心でしたが、これからは児童も社会教育の重要な対象になりますね。その時に、義務教育と社会教育どちらにも使える補助金があったらいいと。使い勝手がいい分、自治体の裁量は増す、そういう提案をしたわけです。私はフィンランドにヒントを得ています。栗山町もフィンランドの北の方の介護福祉学校と提携されているようですが、私もフィンランドに調査によく行っているんです。そして包括補助金について勉強してきました。フィンランドは保健福祉に医療も含めて、何にでも使えるようにしています。日本の場合、医療というのはちょっと難しい領域なんですけど、保健と福祉は一緒にして、保健福祉の中だけでもいろいろ使えるようにしたらよいと思います。使い道を自由にして、保健福祉なら何にでも使える、教育なら何にでも使える、そういうのがやはりいいのではないかと思います。

## [一括交付金制度の提案]

それから「一括交付金制度」。今の教育・保健福祉はどちらかというと経常経費が中心になります。一括交付金というのは建設・土木事業です。あえて名前を別にしました。建設・土木事業関係の補助金については全部一括にして、一括交付金にしたらいいだろうと。道州の裁量で、住民ニーズの高い建設・土木事業ができる、また、北海道にとって必要な大型プロジェクトの推進に財源をふりむけることも可能になる。さらに地域のプロジェクト、地域で必要な小さな事業、今まで国庫補助金でなかなか採択されないような事業、そういうものにも使えるのが一括交付金です。お金はもらいました、あとは道州と市町村で考えて、どういうふうにするかを決めましょう、と。住民ニーズの高い事業や北海道にとって必要な大型プロジェクトができるので、ニーズに合っているわけです。若干補助金の額が減っても自治体には使い勝手がいいですから、それはプラスに働きます。私も当然、国の財政再建ということも考えておりますから、そういう面で言うと、使い勝手がいいものにすれば減ってもかまわないと。国の財政再建だけ優先されて、大幅に減らされたら駄目ですけど。それから一括交付金においても、北海道における公共事業の事業や財源に関する特例的な措置は、しばらく堅持しなければならない。堅持の仕方も難しいんですが、補助率のかさ上げなどをやっていますね。それに見合う額を一括交付金で保証してもらおう、そういうことを考えています。仮に開発局が道州に統合されることになっても、特例措置で残っていた補助金をある程度ベースにして、一括交付金の交付を考えると。

実はこの一括交付金や包括補助金は、今「道州制特区」ということで「統合補助金」という名前がよく出てきますが、ほぼそれと同じものであると考えてよいでしょう。ただ、統合補助金になって今までの国庫補助負担金のときよりも、大幅に減ってしまうと問題なんです。その辺の配慮が今よく出てくる統合補助金で果たしてなされるのか。一挙に北海道の補助金を縮減しちまえ、という議論になるととんでもないことになると思います。長期的なトレンドですと、公共事業費は今後縮減される可能性が高いだけに、自治体の裁量範囲の高い一括交付金の意義は大きいだろうと思います。

## [生活実感的に道州制にアプローチする必要性]

というわけで、財源については重視して書いているかと思っておりますが、仕事の中身、これは何度も言っていますように、現場の人たちが議論しあうことが大事なんです。それができない今のシステムが問題です。市町村合併が一息ついたら議論もできるようになるのかな、と思いますが、今はとてもじゃないけれどそのような状況ではないですよ。どういう役割分担を国と道州と市町村でしていくのか、それがないと、財源の問題もより現実的にならないんです。そういう面言えば、権限問題、仕事の問題、財源の問題、全部表裏一体です。そこのところ

で住民の皆さんが一番関心を持って、そして生活実感的にとらえ、どういう仕事为国で、どういう仕事が道州で、どういう仕事が市町村に来るのかをより明確にさせる。そうならないと、道州制についての関心も出てこないと思います。資料3に示したように、われわれはこの程度の整理はできました。これからどういうふうにしていくのか。とりわけ、公共事業についてはなかなか大変です。準用河川、一級河川、二級河川など細かく分かれていて、これはもう私たちの手に負えることではない。ですから、現場の方でしっかりした議論や協議をやっていただきたいと思います。なお、道州制の議論で規制緩和について言及することも必要なのですが、この点がわたしたちの報告書では抜けています。今後、規制緩和に関する議論も重要になることを指摘しておきたいと思ひますし、なによりも現場からの意見が必要な部分だと考えます。

それから、地方分権ということで、1998年、99年あたりは「地方分権推進委員会」で相当議論があったんですが、最近は一トーンダウンですね。国の財政再建の方が先にきてしまっています。分権推進委員会の旗振り役だった東京大学の西尾先生が、昨年「西尾試案」を出して、1万人以下の自治体を合併するよう勧める主張をされるわけですから、分権の流れも今変わってきているわけです。ひじょうにそういう点も私は心配しております。ただ、やはり最終的には中、長期的なトレンドで、道州制と分権型社会を展望していかなくてはなりません。厳しい現実を直視しながら、どう夢を描いていくか、ということにかかります。

最後に申し上げますが、これから財政再建と地方分権は両立させなければいけない。自治体は二兎を追わなくちゃいけないですね。財政再建も必要です。一方で住民サービスも充実させる、こういったことも必要です。ことわざでは「二兎を追う者は一兎をも得ず」と言いますが、この両方を追うためにも一括交付金は意味があるんです。あるいは包括補助金も意味がある。使い勝手がいいということは、少し補助金が減っても自治体には裁量の余地が増えるわけですから、望ましいことです。どういうふうに二兎を追っていくかを真剣に考えて、その中の1つとして道州制を考える。もう一度言いますが、厳しい現実を直視しながら夢を描いていこう、ということになるのではないのでしょうか。

ちょうど時間になりました、ご静聴ありがとうございました。

## [むすびにかえて]

今年(2004年)は道州制の議論が「官」「民」問わず盛んになりそうである。今年の2月2日には、北海道の商工会議所の連合組織である北海道商工会議所連合会(道商連)と札幌商工会議所が共同で研究会を立ち上げ(「道州制研究会」、座長は横山純一)、第1回目の研究会を開いた。このような民間の動きは歓迎できる。というのは、改革の全体像を示すことのないまま、道庁内の一部の部署が「できるところから」要望を国に出すだけでは、北海道経済の発展や道民生活向上に寄与する道州制の実現は難しいだろうからである。

先に述べたように、道州制が国の都合や国の主導で進むと、単なる都道府県の合理化や地方

財政縮減だけで終わる可能性がある。それでは北海道にとって「何のための道州制だったのか」ということになる。地方分権の受け皿として道州制があるとの位置付けで確固たる戦略を持って道州制論議が行われなければならない。

道州制の中身について道は国との論議の過程で、現実的対応が必要な場合があるだろう。そこで、道は、短期的・現実的な要望と中長期的な道州制の展望とを区分けし、後者の実現のための戦略を持つことが大切である。ただ、「できることから行おう」というだけでは不十分で、道州制の全体像作りを怠ってはならないのである。

もっとも、国の財政が厳しい点は考慮されなければならない。そこで、「道州制検討懇話会」の最終報告書で包括補助金と一括交付金を提言したのは、これまでの国庫補助負担金に比べて交付額が少し減少しても、包括補助金や一括交付金が地方にとって使い勝手が良い分メリットがあるとして、国の財政再建をある程度意識し、それと地方分権の両立を考えたのである。道州制の主要な税財源は地方税と地方交付税、包括補助金・一括交付金である。

また、現在、市町村は市町村合併問題に追われて道州制を議論する余裕がない。合併特例法の期限内はともかく、合併新法になった際には、北海道では合併の論議は打ち止めにし、市町村がスムーズに道州制の論議に入れる環境を作ることが大切である。道州制の北海道先行実施なのだから、北海道は道州制を軸に考えることが必要だからである。骨太の道州制論議が行われなければならないし、それを期待したい。道州制は、何よりも「北海道発・分権型社会の展望」であると考えからである。

(本稿は、2003年11月4日に行われた講演内容に加筆・修正を行ったものである。その後、道州制の議論がすすみ、2004年2月には道庁は「道州制推進プラン案」を発表している。また、同じく2004年2月に北海道商工会議所連合会(道商連)と札幌商工会議所は共同で「道州制研究会」(会長 横山純一)を発足させている。本稿では校正の過程で付け加えた「むすびにかえて」をのぞいては、2003年11月4日の講演以降の新しい動きについて付け加えることをしていない。筆者は最近の道州制議論の状況や開発予算のしくみなどを研究した別稿を準備中である)

## 資料 1

## 道州制等に関するこれまでの主な提言

## (1) 道州制に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1957年 (昭和32年)	第4次地方制度調査会	○「地方制」案 ・府県を廃止し、全国を7～9ブロックに分け「地方」を設置 ・首長は官選、議会議員は公選 （自治体的性格と国家的性格を合わせ有する中間団体） 〔考え方〕 ・府県の規模や財政力に差があるため全国的に統一した処理が困難 ・国の出先機関と府県が併存しているのは効率的でない
1969年 (昭和44年)	関西経済連合会	○「地方制度の抜本的改革に関する意見」 ・府県を廃止し、全国を数ブロックに分け「道」又は「州」を設置 ・道州に住民の直接公選による首長と議会を置く
1970年 (昭和45年)	日本商工会議所	○「道州制で新しい国づくりを」 ・府県を廃止し全国を8つの道州に区画 ・道州は国と市町村の中間に位置する公共団体 知事及び議会は住民の直接公選 ・府県の事務は原則として道州に移譲 （一部生活に直結する事務は市町村に移譲） 国の事務で適当なものは道州に移譲 〔考え方〕 ・府県の区域が狭くなり社会経済の要請にそぐわない （広域行政の需要に対応できない） ・市（大都市）の行政の拡大によって府県と市の二重行政の弊害が生まれている ・過密と過疎の解消のためには広域的に調整が必要
1982年 (昭和57年)	日本商工会議所	○「新しい国づくりのために」 ・府県を廃止し、地方公共団体としての「道」を設置する
1996年 (平成8年)	学識者グループ (PHP研究所)	○「州府制」構想 ・3、232市町村を再編、257「府」にする。 府は福祉、保健など生活関連行政を担当 ・47都道府県を再編、12「州」にする。 州は府単独でできない広域行政等のみを担当 ・国の役割は国防、外交、年金、全国的ルール設定などに限定



年	提言者	提言内容
1997年 (平成9年)	読売新聞社	○「12州・300市体制」 ・市町村を300程度の「市」に、都道府県を12の「州」に再編する。 ・市は生活関連行政、州は広域行政と市間の調整、国は内政面の役割を縮小、国際化への対応
1999年 (平成11年)	PHP政策研究 レポート  (監修 宮脇 淳 北大教授)	○「地方政府の確立に向けて」 ・国は外交、国際調整業務などに特化 ・市町村は基礎自治体として地域住民に関わる業務を分担 ・12の道州政府を設け、市町村地域間の調整業務を行う。 〔考え方〕 ・地方分権の最終目的は地方政府・地方主権の確立 ・立法、行政、さらに司法機能も視野に入れた地方政府の機能を拡充 ・市町村の体力が養われた将来には、国と基礎自治体である市町村の二層構造も可能

(2) 連邦制に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1990年 (平成2年)	日本青年会議所	○「地方分権へのいざない」 (連邦制) ・県の合併により8州を置き、現在の国の権限のほとんどを移す。 ・最小行政単位は市町村の合併による「藩」 (人口20～30万、数は400～500) ・連邦政府は州からの委託により、外交、防衛、国土計画、基準の設定等を行う。
1991年 (平成3年)	岡山県	○「連邦制の研究報告書」 (連邦制) ・府県を廃止し、立法、司法、行政の機関を備えた7州を設置。 ・州内の基礎的自治体は市町村。州内の地方自治制度は各州法で定める。 ・連邦は外交、防衛、金融、社会保障等統一国家としての存立に必要な最小限の事務を担当
1992年 (平成4年)	恒松 制治 元島根県知事	○「連邦制のすすめ」 (連邦制) ・基礎自治体は人口20～30万の「市」 ・「市」の共同体として全国に8～10の「州」を設置、広域的な行政を担う ・連邦政府は外交、防衛、国的規模での計画や民法など基本的な法規の制定

年	提言者	提言内容
1992年 (平成4年)	平成維新の会 (大前研一代表)	○「道州制」論 (連邦制) ・人口1,000万単位の10の道州を設置、道州は経済的に自立 ・国は各道州の共同経営体。外交、国防、全国的に共通の最低限の基準設定などを行う。

## (3) 国の総合出先機関の設置に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1963年 (昭和38年)	臨時行政調査会 第二専門部会	○「地方庁」構想 ・全国9ブロックに国の総合出先機関(仮称地方庁)を設け、それに実施権限を大幅に移譲する。
1981年 (昭和56年)	関西経済連合会	○「地方庁」構想 ・全国の7~10ブロックに国の総合地方行政機関である「地方庁」を設置 ・域内の地方公共団体に関する連絡調整事務を総合的に実施
1995年 (平成7年)	平松 守彦 大分県知事	○「日本合衆国」への道 (「九州府」構想) ・国の出先機関を束ね「九州府」を置く。 「九州府」長官は公選、各県の代表で構成する「九州議会」を設置 ・国の権限を大幅に「九州府」に移譲。その後、県と市町村への権限移譲か、道州制への移行を検討
1995年 (平成7年)	地域産業政策 研究会 (道内経済4 団体トップの 私的勉強会)	○「地域政策府」構想 ・全国を6~11ブロックに分け、国の出先機関を統合した「地域政策府」を置く。 ・本省の権限を大幅に移譲し、「地域政策府」が管内の産業経済・社会資本整備に関わる事務を一元的に処理 ・条件が整った時点で都道府県と統合し、道州制へ移行

資料 2

道州制に関する国等の検討状況、政党等の動き

1 道州制に関する国等の検討状況

年	提言者	提言内容
1989年 (平成元年)	臨時行政改革推進審議会 (第2次行革審)	○「国と地方の関係等に関する答申」 いわゆる道州制について都道府県連合制度の導入及び都道府県の自主的な合併手続の整備等を踏まえつつ、検討を進める。
1993年 (平成5年)	臨時行政改革推進審議会 (第3次行革審)	○「最終答申」 全国的に都道府県合併の機運が高まるような状況が発生する場合に備え、現行の都道府県制度に代わるべき新しい広域自治体制度（いわゆる道州制）の意義等について国として幅広い観点から具体的検討を行う必要がある。
1994年 (平成6年)	第24次地方制度調査会	○「地方分権の推進に関する答申」 現在の市町村、都道府県という二層制を基礎とする地方自治制度は国民の間に広く定着しており、～中略～当面、現在の二層制を前提として、地方分権を推進する方策について検討すべきである。
1995年 (平成7年)	地方分権推進委員会	○「地方分権推進に当たっての基本的考え方」 地方分権を推進するためには、いわゆる道州制の導入など現行の地方制度そのものを見直すべきであるとの意見があるが、まず、地方公共団体に十分な権限や財源を付与することを急ぐべきであり、当面、現行の市町村・都道府県という二層制の地方制度を前提に～中略～地方分権を推進すること。
1999年 (平成11年)	経済審議会	○「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」 (新10カ年計画答申) 中長期的に都道府県合併も視野に入れて、都道府県の持つべき機能とその機能にふさわしい適切な規模について検討する。その上で、道州制の意義について幅広い観点から検討を行う。

## 2 道州制に関する政党等の動き

年	提言者	提言内容
1999年 (平成11年)	自由民主党北海道支部連合会	○「自民党道連 北海道21世紀ビジョン」 ・道州制実現に向けた具体的検討と本州各地との連携を提言
1999年 (平成11年)	民主党北海道	○「地方分権・道州制道民会議」の設置 ・分権時代の地域政府づくりを展望し、北海道のグランドデザインを検討するための会議を設置
2000年 (平成12年)	民主党	○道州制の導入（分権連邦型国家）の提言 ・全国の自治体を10程度の「州」と、1000程度の「市」に再編 ・国の役割を外交、防衛、司法、通貨等に限定し、地域に権限を委ねる ・国と地方の税源比率を「2：1」から「1：1」に転換、国の補助金の大部分は使途の限定されない「一括交付金」に変更
2000年 (平成12年)	自由民主党 「道州制を実現する会」  〔衆参国会議員 82人で構成〕	○「道州制の実現に向けた提言」 ・都道府県を廃止し、7～9ブロックの「道州」を設置 ・「道州」は首長、議会議員とも直接公選の完全な地方自治体 ・国の業務は立法、司法、外交、防衛、経済政策、教育・福祉等の基本計画に限定し、それら以外は「道州」と基礎自治体に移管 ・基礎自治体は全国500～700程度の「市」に再編

資料 3

国・道・市町村の役割分担の現状（地理的範囲別）（公共事業以外）

区分 実施主体	地域住民に身近なもの	市町村の区域を超えて 広域にわたるもの	より広域にわたるもの (全国的なもの)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消 防</li> <li>・小中学校、幼稚園</li> <li>・都市計画</li> <li>・保健（高齢者、母子）</li> <li>・福祉（高齢者、障害者）</li> <li>・国民健康保険・介護保険</li> <li>・保育所</li> <li>・一般廃棄物処理</li> </ul>		
道	<p>右の市町村以外の区域においては道が実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〔政令市〕</li> <li>・児童相談所、母子相談員</li> <li>・保健（結核、精神、感染症）</li> <li>〔政令市、中核市等〕</li> <li>・公害防止</li> <li>〔保健所設置市〕</li> <li>・食品/公衆衛生</li> <li>・産業廃棄物処理</li> <li>〔建築主事を置く市町〕</li> <li>・建築確認</li> <li>〔市〕</li> <li>・生活保護</li> </ul> <p>◎市町村の保健、福祉費用の一部負担（1/3～1/4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警 察</li> <li>・高 校</li> <li>・都市計画</li> <li>〔市街化区域及び市街化調整区域、大規模な都市施設等〕</li> <li>・保健福祉医療圏の設定</li> <li>・商工業振興対策</li> <li>・農畜産物生産計画等の策定</li> <li>・農林水産業普及員等の設置</li> <li>・農協、漁協等の法人の認可</li> <li>・農地転用(4ha以下)</li> <li>・保安林の指定</li> <li>〔重要流域1～3号(水源かん養、土砂崩壊・流出防止)以外〕</li> <li>・漁業の許可（沿岸/沖合漁業）</li> </ul>	
国	<p>◎道、市町村の保健、福祉費用の一部負担（3/4～1/3）</p> <p>◎小中学校教職員給与費の一部負担（1/2）</p>	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源開発</li> <li>・金 融</li> <li>・運 輸</li> <li>・職業安定</li> <li>・大 学</li> <li>・農地転用(4ha超)</li> <li>・保安林の指定(重要流域1～3号)</li> <li>・商工業振興対策</li> </ul> <p>本道の区域内に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外 交 ・国 防</li> <li>・年 金 ・健康保険</li> <li>・電源開発</li> <li>・金 融</li> <li>・運 輸</li> <li>・職業安定</li> <li>・大 学</li> <li>・農地転用(4ha超)</li> <li>・保安林の指定(重要流域1～3号)</li> <li>・商工業振興対策</li> <li>・農畜産物の生産調整、価格調整、輸入調整等</li> <li>・都道府県の区域を超える農協、漁協等の法人の認可</li> <li>・漁業の許可（沖合/遠洋漁業）</li> </ul> <p>府県の区域をまたがるもの</p>

※事務/役割は例示

国・道・市町村の役割分担の現状（地理的範囲別）（公共事業）

区分 実施主体	地域住民に身近なもの	市町村の区域を超えて 広域にわたるもの	より広域にわたるもの (全国的なもの)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（市町村道）</li> <li>・河川（準用河川）</li> <li>・公営住宅</li> <li>・都市公園</li> <li>・下水道</li> <li>・団体営土地改良（土地改良区）</li> <li>・林道、造林（森林組合を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の管理（地方港湾） （※他府県では府県管理が多い）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の管理 〔特定重要港湾〕 〔重要港湾〕 （※他府県では府県管理が多い）</li> <li>・空港（2種B空港） （※設置者は国）</li> </ul>
道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営住宅（市町村の補完）</li> <li>・漁港（1種漁港） 〔※他府県では市町村管理が多い〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（道道）</li> <li>・河川（1級河川（指定区間））</li> <li>・河川（2級河川）</li> <li>・砂防 ・ 海岸</li> <li>・空港（3種空港）</li> <li>・道立都市公園</li> <li>・流域下水道、特定公共下水道</li> <li>・道営土地改良</li> <li>・漁場整備</li> <li>・漁港（2種漁港） 〔※他府県では市町村管理が多い〕</li> <li>・治山</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港の管理（3種漁港、4種漁港）</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防 ・ 海岸 ・ 治山</li> <li>・国営都市公園</li> <li>・国営土地改良（大規模、難工事のもの等） （再掲）</li> <li>・道路（国道）（指定区間）</li> <li>・河川（1級河川）（指定区間外）</li> <li>・鉄道</li> </ul> <p>本道の区域内に係るもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>北海道の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道（全線）</li> <li>・道道の一部（開発道路）</li> <li>・2級河川の一部</li> <li>・港湾の整備（地方港湾）</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国道）（指定区間）</li> <li>・河川（1級河川）（指定区間外）</li> <li>・鉄道</li> <li>・空港（1種空港、2種A空港）</li> <li>・港湾の整備（特定重要港湾、重要港湾）</li> </ul> <p>府県の区域をまたがるもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>北海道の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港の整備（3種漁港、4種漁港）</li> </ul> </div>

※事務/役割は例示

## 資料 4

## 道及び道内市町村の財政状況 (1997年度決算)

〔北海道〕

(歳入) 3兆1178億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
5652億 (18.1%)	7216億 (23.1%)	6741億 (21.6%)	4885億 (15.7%)	4029億 (12.9%)	2655億 (8.6%)

(主なもの)・義務教育費負担金 1734億 (5.6%)

・生活保護、児童保護負担金 251億 (0.8%)

・普通建設事業費支出金 3593億 (11.5%)

(歳出) 3兆1057億

人件費	普通建設事業費	公債費	貸付金	補助費・扶助費等	その他
8257億 (26.6%)	1兆735億 (34.6%)	2905億 (9.4%)	4040億 (13.0%)	3568億 (11.5%)	1552億 (4.9%)

(内訳)・補助事業費 6429億 (20.7%)  
・単独事業費 2863億 (9.2%)  
・国直轄事業負担金 1398億 (4.5%)

(比較：都道府県平均)

(歳入) 1兆1253億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
3590億 (31.9%)	1867億 (16.6%)	2019億 (17.9%)	1637億 (14.5%)	881億 (7.8%)	1259億 (11.3%)

(主なもの)・義務教育費負担金 641億 (5.7%)

・生活保護、児童保護負担金 77億 (0.7%)

・普通建設事業費支出金 907億 (8.1%)

(歳出) 1兆1075億

人件費	普通建設事業費	公債費	貸付金	補助費・扶助費等	その他
3387億 (30.6%)	3347億 (30.2%)	1019億 (9.2%)	881億 (8.0%)	1695億 (15.3%)	746億 (6.7%)

(内訳)・補助事業費 1610億 (14.5%)  
・単独事業費 1470億 (13.3%)  
・国直轄事業負担金 236億 (2.1%)

〔道内市町村計〕

(歳入) 3兆4370億

地方税 7394億 (21.5%)	地方交付税 9201億 (26.8%)	国庫支出金 3508億 (10.2%)	地方債 4584億 (13.3%)	貸付金収入 2284億 (6.7%)	その他 7399億 (16.7%)
-------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------

道支出金 1646億 (4.8%)

(主なもの)

(うち国費をともなうもの1060億)

- ・生活保護、児童保護、老人保護負担金 1372億 (4.0%)
- ・普通建設事業費支出金 1413億 (4.1%)

(歳出) 3兆4059億

人件費 6351億 (18.6%)	補助費・扶助費等 6149億 (18.0%)	普通建設事業費 9286億 (27.3%)	公債費 3643億 (10.7%)	貸付金 2305億 (6.8%)	物件費・維持費等 3823億 (11.2%)	その他 2502億 (7.4%)
-------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------------	------------------------

- (内訳) ・補助事業費 3531億 (10.4%) ・単独事業費 4859億 (14.3%)
- ・国直轄事業負担金 224億 (0.7%) ・道事業費負担金 435億 (1.3%)

(比較：1都道府県当たり市町村平均)

(歳入) 1兆1557億

地方税 4103億 (35.5%)	地方交付税 1777億 (15.4%)	国庫支出金 1015億 (8.8%)	地方債 1379億 (11.9%)	貸付金収入 390億 (3.4%)	その他 2351億 (20.3%)
-------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------

県支出金 542億 (4.7%)

(主なもの)

(うち国費をともなうもの 294億)

- ・生活保護、児童保護、老人保護負担金 394億 (3.4%)
- ・普通建設事業費支出金 337億 (2.9%)

(歳出) 1兆1264億

人件費 2400億 (21.3%)	補助費・扶助費等 2009億 (17.9%)	普通建設事業費 2913億 (25.9%)	公債費 1190億 (10.6%)	貸付金 389億 (3.5%)	物件費・維持費等 1364億 (12.2%)	その他 999億 (8.6%)
-------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------	--------------------	------------------------------	-----------------------

- (内訳) ・補助事業費 860億 (7.6%) ・単独事業費 1892億 (16.8%)

- ・国直轄事業負担金 27億 (0.2%) ・県営事業費負担金 97億 (0.9%)



## 資料 5

## 税源移譲と水平的(自治体間)財政調整等についての試算

## 1 地域が経済的に自立とした場合

国税を地方の収入とする代わりに、国から交付されている地方交付税、国庫支出金を返上するとした場合、本道地域は約1兆2千億円の財源が不足する計算となる。

〔地域別国税収入額と地方交付税・国庫支出金収入額の比較 (H9)〕

(単位 億円)

区 分	国税収入額 A		地方交付税収入額 B		国庫支出金収入額 C		差 引 A - (B + C)
		構成比		構成比		構成比	
北 海 道	14,977	2.7	16,416	9.6	10,249	7.2	△ 11,688
東 北 6 県	24,243	4.4	25,146	14.7	14,722	10.3	△ 15,625
関 東 7 都 県	257,956	46.5	17,654	10.3	27,939	19.6	212,363
北 陸 4 県	17,188	3.1	12,216	7.1	8,670	6.1	△ 3,698
中 部 6 県	70,524	12.7	17,150	10.0	16,284	11.4	37,090
近 畿 6 府 県	98,768	17.8	19,021	11.1	22,835	16.0	56,912
中 国 5 県	25,180	4.5	16,835	9.8	11,077	7.8	△ 2,732
四 国 4 県	11,726	2.1	11,628	6.8	6,383	4.5	△ 6,285
九 州 8 県	34,196	6.2	35,210	20.6	24,405	17.1	△ 25,419
合 計	554,758	100.0	171,276	100.0	142,564	100.0	240,918

国税のうち法人税や消費税が本社所在地で納付されており、これを地域単位に収納するとしても、本道地域では約9千億円の財源が不足する。

〔試 算〕

法人税、消費税の収入額を、都道府県間の分割(精算)基準がある法人事業税、地方消費税のシェアで置き換えてみた場合の影響額

(単位 億円)

区 分	〔試 算〕 法人税地域別 収納増減額D	〔試 算〕 消費税地域別 収納増減額E	国税収入額(試算後)		交 付 税 等 との差 F - (B + C)
			(A+D+E) F	伸び率 F/A	
北 海 道	1,280	1,147	17,404	116.2	△ 9,261
東 北 6 県	3,440	1,899	29,582	122.0	△ 10,286
関 東 7 都 県	△ 17,180	△ 8,053	232,723	90.2	187,130
北 陸 4 県	2,181	666	20,035	116.6	△ 851
中 部 6 県	6,768	2,042	79,334	112.5	45,901
近 畿 6 府 県	△ 2,141	△ 3,613	93,014	94.2	51,158
中 国 5 県	2,071	1,495	28,746	114.2	835
四 国 4 県	784	850	13,360	113.9	△ 4,651
九 州 8 県	2,797	3,567	40,560	118.6	△ 19,056
合 計	0	0	554,758	100.0	240,918

\* 地方交付税、国庫支出金収入額は、都道府県+市町村

## 2 地方への税源移譲の試算

現行6：4で配分されている国税：地方税を、地方交付税17兆円余（1997年度）相当額の税源を地方に移譲し、税源配分を4：6にすることとした場合

(単位 億円)

区 分	国 税	地 方 税	計
97年度収入額	554,758 (60.5%)	361,555 (39.5%)	916,313 (100.0%)
所得課税	所得税 205,289	住民税(所得割) 98,158	
消費課税	消費税及び地方消費税 113,812	地方消費税 8,070	
税源移譲	地方へ -----> 171,276 〔・所得税の10%分 121,579 ・消費税から 49,697〕		
移 譲 後	383,482 (41.9%)	532,831 (58.1%)	916,313 (100.0%)

※1997年度は地方消費税が導入された初年度であり、国(税務署)から都道府県への払込が翌年度となった額が多い。

## 【所得税の移譲】

所得税の税率 (1997年度)		住民税(所得割)の税率 (1997年度)				
課税所得金額	税率	課税所得金額	標準税率			
			都道府県	市町村	計	
330万円以下の額	10%	200万円以下の額	2%	3%	5%	
900万円以下の額	20%		700万円以下の額	2%	8%	10%
1800万円以下の額	30%		700万円を超える額	3%	12%	15%
3000万円以下の額	40%					
3000万円を超える額	50%					

所得税の累進課税部分を除いた10%比例税率部分を住民税に移譲するものとする。移譲額は、自治省「平成9年度市町村課税状況等の調」中の所得割額の課税標準額(課税所得金額)の計に移譲税率10%を乗じて算出するものとする。地域別には各都府県から提供を受けた課税標準額のデータによる。

## 【消費税の移譲】

移譲額は試算上、所得税移譲額と交付税総額との差額とする。地域別移譲額は、地方消費税(精算後)のシェアによるものとする。

試算の結果、関東、中部、近畿地域では移譲額が交付税額を超えて余裕財源が生じる一方、その他の地域では、移譲額が交付税額を約6兆5千億円下回るという結果となっている。

〔移譲額の試算と交付税配分額との比較〕

(単位 億円)

区分	〔試算〕 所得税10% 移譲額 A	〔試算〕 消費税 移譲額 B	地方税額(移譲後)		地方交付税 D	移譲額の交付 税額との比較 (A+B)-D
			C	伸び率		
北海道	4,525	1,938	19,510	149.5	16,416	△ 9,953
東北6県	7,141	3,032	31,912	146.8	25,146	△ 14,973
関東7都県	47,458	19,779	203,829	149.2	17,654	49,583
北陸4県	4,897	1,988	22,097	145.3	12,216	△ 5,331
中部6県	17,539	6,858	79,188	144.5	17,150	7,247
近畿6府県	20,420	7,256	89,630	144.7	19,021	8,655
中国5県	6,573	2,733	28,663	148.1	16,835	△ 7,529
四国4県	3,085	1,392	13,608	149.0	11,628	△ 7,151
九州8県	9,941	4,721	44,394	149.3	35,210	△ 20,548
合計	121,579	49,697	532,831	147.4	171,276	0

{ + 65,485  
△ 65,485

(参考) 試算における市町村別の状況(道内)

市町村別には、財政力段階ごとに、移譲額が交付税額を超え余裕財源を生じる団体と、もともと税収が小さく、移譲額が交付税を大幅に下回る団体がある。

〔税源移譲試算の市町村別状況(財政力段階別に6団体を抽出)〕

(単位 百万円)

区分	〔試算〕 所得税10% 移譲額 A	〔試算〕 消費税 移譲額 B	地方税額(移譲後)		地方交付税 D	移譲額の交付 税額との比較 (A+B)-D
			C	伸び率		
道	226,259	96,909	888,416	157.2	721,524	△ 398,356
A 団体	7,044	2,977	41,429	131.9	2,425	7,596
B 団来	2,292	786	10,116	143.7	3,917	△ 839
C 団体	1,236	562	5,062	155.1	5,287	△ 3,489
D 団体	226	112	949	155.3	2,019	△ 1,681
E 団体	158	84	596	168.3	2,206	△ 1,964
F 団体	41	21	145	174.6	1,692	△ 1,630

\* 所得税10%移譲は、道に5%、市町村に5%と想定。

\* 消費税移譲の道分は、市町村への交付金(1/2)交付後。

地方消費税交付金の市町村別配分額は、97年度交付金額のシェアによる。

(付 表) 所得税10%を住民税に移譲した時の所得階層別の税額の伸び

所得額	1997年度 税 率	住民税額 A	10%移譲後 税 率	移 譲 後 税 額 B	増減比 B/A %
200万円	200万円× 5%	10	200万円×15%	30	300.0
700万円	200万円× 5% 500万円×10%	60	200万円×15% 500万円×20%	130	216.7
1000万円	200万円× 5% 500万円×10% 300万円×15%	105	200万円×15% 500万円×20% 300万円×25%	205	195.2

住民税の税率が5～15%の累進構造となっているため、所得税10%の移譲により税率が15～25%になると、所得額が高い程、移譲後の税額の伸び率は小さいこととなる。

### 3 水平的（自治体間）財政調整

#### 【ドイツ連邦共和国の例】

##### (1) 税源配分（1996年度）

区 分	金額（10億DM）	円換算（1DM=60円）	構成比（%）
共同税	555.0	333,000億円	69.9
連邦税	137.9	82,740億円	17.4
州 税	38.5	23,100億円	4.9
市町村税	62.0	37,200億円	7.8
合 計	793.4	476,040億円	100.0

##### ・共同税の税目と配分割合

税 目	金額（10億DM）	円換算	連 邦	州	市町村
所得税	288.3	172,980億	42.5%	42.5%	15.0%
法人税	29.5	17,700億	50.0%	50.0%	
売上税	237.2	142,320億	50.5%	49.5%	

##### ・政府主体別税目

区 分	税 目
連邦税	石油税、所得税付加税、法人税付加税、タバコ税等
州 税	自動車税、財産税、不動産取得税、相続税等
市町村税	営業税、不動産税、地域的消費税・支出税(狩猟税、飲料税等)

\* 共同税配分後の税源配分は、連邦49.8%、州37.0%、市町村13.2%となっている。

##### (2) 州間財政調整制度

調整額測定値 < 財政力測定値 の州は、調整分担金を負担  
 調整額測定値 > 財政力測定値 の州は、調整分担金を受け取る

・ 調整額測定値 = 連邦1人当たり税収 × 人口（人口密度の高い地域の人口に補正あり）

・ 財政力測定値 = 州の税収 - 港湾費用 + 市町村税収の50%

\* 港湾費用を除けば、個々の州の財政需要を特に考慮していない。

\* 市町村の税収の半額を算入するのは、州が市町村の財源保障の責任を負っているため（半額としたのは財政力の強い州と弱い州の妥協）

##### (分担金額の算出)

・ 負担州 財政力測定値が、調整額測定値の  
 100%を超え101%以下の部分 の 15%  
 101%を超え110%以下の部分 の 66%  
 110%を超える部分 の 80% を負担

- ・受取州 財政力測定値が、調整額測定値の  
92%未満の部分 の 100% を受取  
92%以上100%未満の部分 の 37.5%を受取  
(最低、調整額測定値の95%が保障される。)

(調整額の規模 (1995年))

州別負担(△)及び受取額 (単位 百万DM (円換算 億円 1DM=60円))

州名	調整額	州名	調整額
ルトライン・ハーストファーレン	△3,442(2,065)	チューリッゲン (旧東)	1,017( 612)
バイエルン	△2,533(1,520)	ブランデンブルク (旧東)	865( 519)
バーデン・ビュルゲンブルク	△2,804(1,682)	メクレンブルク・フォアポムメルン (旧東)	771( 463)
ニーダーザクセン	451( 271)	ザールラント	180( 108)
ハッセン	△2,154(1,292)	ベルリン	4,209(2,525)
ザクセン (旧東)	1,783(1,070)	ハンブルク	△ 118( 71)
ラインラント・プファルツ	229( 137)	ブレーメン	562( 337)
ザクセン・アンハルト (旧東)	1,123( 674)		
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	△ 142( 85)		

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT 173(1998/10)「ドイツ地方財政制度の概要」より要約

## 【水平的財政調整の試算】

2で試みた税源移譲後の地方税額について、全国1人当たり税収額の平均と各地域の税収額の差を、ドイツの例に従い、地域間で調整するとした場合、人口が多い首都圏等からあまり拠出額が出ず、人口の少ない地方にあまり受取額が出ない結果となっている。

〔課税力の全国平均との差を調整する方式による試算〕

(単位 億円)

区分	地方税額 (税源移譲 想定 <sup>1</sup> ) A	移譲額の交付 税額との比較 B	全国1人当たり		水平調整額 (△は拠出) D	水平調整後額	
			税収額× 人口 C	比較 A/C %		A+D E	比較 E/C %
北海道	19,510	△ 9,953	24,126	80.9	3,409	22,920	95.0
東北6県	31,912	△ 14,973	41,668	76.6	7,673	39,584	95.0
関東7都県	203,829	49,583	167,906	121.4	△ 28,520	175,309	104.4
北陸4県	22,097	△ 5,331	23,831	92.7	650	22,747	95.5
中部6県	79,188	7,247	74,907	105.7	△ 2,730	76,458	102.1
近畿6府県	89,630	8,655	87,470	102.5	△ 1,094	88,536	101.2
中国5県	28,663	△ 7,529	32,894	87.1	2,586	31,249	95.0
四国4県	13,608	△ 7,151	17,695	76.9	3,203	16,810	95.0
九州8県	44,394	△ 20,548	62,334	71.2	14,823	59,218	95.0
合計	532,831	0	532,831	100.0	0	532,831	100.0

全国1人当たり税収額 423.3千円

\* 簡略化のため、港湾費用、人口密度の高い地域の人口補正は考慮していない。

\* 税収は都道府県+市町村(全額)としている。

## 資料 6

### フィンランドの福祉保健包括補助金制度

#### 1 フィンランドの地方財政

- ・フィンランドの総人口は約500万人
- ・行政制度は国と市町村の二層制で、市町村数は455、県はすべて国の出先機関。
- ・小規模市町村が多い（人口4000人未満の自治体が約4割）ため、専門病院や職業学校などは市町村が集まって自治体連合が形成され、運営が行われている。
- ・地方歳出の主なものは社会福祉・保健医療、教育文化、歳入の主なものは租税と国庫支出金である。

地方歳入構造(1993年度) (単位 マルカ)

区 分	金 額	構成比
租税収入	478 億	36%
国庫支出金	408 億	31%
公営事業収入 販売収入など	229 億	17%
地方債	43 億	3%
その他	160 億	13%
計	1,318 億	100%

地方歳出構造(1993年度) (単位 マルカ)

区 分	金 額	構成比
社会福祉・保健医療	493 億	38%
教育文化	278 億	21%
地域計画・公営住宅・ 公園・消防・環境保全等	60 億	5%
警察等	21 億	2%
上下水道・地域集中暖房 公営農場等公営事業	98 億	7%
公債費・積立金	173 億	13%
建築・土木	107 億	8%
一般行政	84 億	6%
計	1,314 億	100%

#### 2 1993年の改革

- ・フィンランドの国庫支出金は、保健福祉・教育関係の国庫負担金と建設事業関係の国庫補助金等からなっていた。
- ・1993年の改革により、保健福祉及び教育関係に包括補助金制度が創設された。

#### 3 福祉保健包括補助金制度

- ・フィンランドでは、1980年代に国庫負担金が増大し、社会福祉保健のナショナルミニマムは80年代後半までにほぼ達成したといわれている。そのような背景もあって93年改革の目玉として包括補助金が導入された。
- ・包括補助金は、市町村の支出ベースではなく、計算ベースで交付される。
- ・国の基準が画一的で用途が限定されていた国庫負担金と異なり、市町村は社会福祉・保健医療分野であれば、どんな支出にも包括補助金を充てることができる。
- ・この包括補助金の導入によって、市町村の社会福祉・保健医療政策の決定実行権は格段に強化された。
- ・福祉保健包括補助金の交付方法は、人口数（年齢構成別人口数が考慮される）、失業率、財政力、死亡率、人口密度、面積が配分基準に採用されている。フィンランドの包括補助金

は地方財政調整の機能も果たしている。

【算定例】（北極圏にある人口 10,780 人のソダンキュラ町を例として）

〔社会福祉分〕

(1) 年齢構成別人口

1人当たり金額 0～6歳 7,409 ヲカ、7～64歳 355 ヲカ、65～74歳 3,257 ヲカ、  
75歳以上 3,008 ヲカ に人口数を乗じる。

ソダンキュラ町の場合 14,203,368 ヲカ ----- ①

(2) 失業率

$1 + 1.4(\text{定数}) \times \frac{22.5(\text{ソダンキュラ町の失業率}) - 14.6(\text{全国平均失業率})}{100} = 1.111$

①  $\times 1.111 = 15,779,941$  ヲカ ----- ②

(3) 財政力 財政力が弱いソダンキュラ町の場合 1.5

②  $\times 1.5 = 23,669,910$  ヲカ ----- A (社会福祉分)

〔保健・医療分〕

(1) 年齢構成別人口

1人当たり金額 0～6歳 984 ヲカ、7～64歳 928 ヲカ、65～74歳 2,318 ヲカ、  
75歳以上 3,719 ヲカ に人口数を乗じる。

ソダンキュラ町の場合 12,123,860 ヲカ ----- ③

(2) 死亡率

$385 \text{ ヲカ}(\text{死亡率で割り出される1人当たり額}) \times 10,724 \text{ 人}(\text{ソダンキュラ町総人口})$   
 $\times 1.0703(\text{国で定めた定数}) = 4,418,990$  ヲカ ----- ④

(3) 人口密度

$(\text{③} + \text{④}) \times 0.1238(\text{ソダンキュラ町}) = 2,048,004$  ヲカ ----- ⑤

(4) 面積

$(\text{③} + \text{④}) \times 0.3774(\text{ソダンキュラ町}) = 6,243,272$  ヲカ ----- ⑥

(5) 財政力 ソダンキュラ町の場合 1.5

$(\text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}) \times 1.5 = 37,251,190$  ヲカ ----- B (保健医療分)

〔ソダンキュラ町の福祉保健包括補助金額〕

$A + B - 5,515,742 \text{ ヲカ}(\text{国財政難によるカット分}) = 55,405,358 \text{ ヲカ}$

横山純一「フィンランドの地方分権と高齢者福祉—福祉保健包括補助金制度と市町村—」  
(都市問題 1996年9月号及び10月号) より要約



## 道州制検討懇話会設置要綱

### 第1 趣旨

地方分権のより一層の進展を目指すビジョンの一つとして道州制の検討を行うに当たり、有識者から多方面にわたる意見・提言等を受けるため、道州制検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### 第2 役割

懇話会は、本道にふさわしい分権型社会の未来像として、国・道(州)・市町村の役割分担、権限及び税財源の在り方等について検討を行う。

### 第3 組織

- 1 懇話会は、委員7人以内で構成する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年以内とする。
- 4 懇話会には、委員の互選により、座長を置く。

### 第4 運営

- 1 懇話会の会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- 2 懇話会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 3 座長が事故その他の理由により、職務を行うことができないときは、その選任する委員が座長の職務を代理する。

### 第5 庶務

懇話会の庶務は、総合企画部構造改革推進室において処理する。

### 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年5月22日から施行する。